

令和7年度石川県教育費負担軽減奨学金（新入生に対する一部給付の前倒し）について

（高等学校等修学支援事業（奨学のための給付金等））

生活保護世帯及び住民税非課税世帯の新入生を対象に、特に負担の大きい入学時の教育費の負担を軽減するため、返還を要しない給付型の奨学金を前倒しで給付します。

※本事業は文部科学省の「高等学校等修学支援事業費補助金」を利用しています。国制度の変更により本事業にも変更が生じる場合は改めてお知らせします

1. 支給要件…以下の3つの要件を全て満たす世帯が対象となります。

- (1) 保護者等の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税(0円)であること
(両親の場合は双方とも非課税であること)
- (2) 令和7年4月1日現在、保護者等が石川県内に在住していること
- (3) 対象となる生徒が、4月1日以降に石川県内の国公立高等学校等に新入生として在籍していること(高等学校、高等専門学校、専修学校高等課程、高等学校専攻科課程)

2. 給付額…世帯区分に応じて対象生徒1人あたり、以下の金額が前倒しで給付されます。

世帯区分 ※詳細は裏面参照	給付額(4~6月分相当額)		
	全日制・定時制	通信制	専攻科
ア 生活保護受給世帯	8,075円	8,075円	12,625円
イ 非課税世帯(第1子)	32,875円		
ウ 非課税世帯(第2子以降)	35,925円		

(1)今回ご案内する「前倒し給付」で申請した場合は3ヶ月分を先に受給できます。残りの9ヶ月分を受給するためには、7月頃にご案内する「通常申請」で再度手続きが必要となります。
今回の「前倒し給付」を申請せず7月以降に「通常申請」する場合は、一度の申請で済み、給付年額に違いはありません。

(2) 奨学金の振込は、認定作業を経て5~7月頃になる予定です。

3. 申請方法（申請期間：令和7年4月1日～4月30日）

- (1) 2の世帯区分に応じて「○」がついている書類を下記の学校事務室に全て提出してください。
やむを得ない事情で期限までに申請書を提出できない場合は別途学校に連絡してください。
- (2) メールに必要書類のデータ(PDF等)を添付する方法でも申請が可能です。詳しくは石川県教育委員会事務局庶務課のHPをご覧ください(3月下旬掲載予定)

世帯区分			必要書類(令和7年4月1日時点の状況がわかるもの)
ア	イ	ウ	
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	①【様式1－3①】石川県教育費負担軽減奨学金申請書(前倒し給付 国公立用)
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	②【様式2】振込口座申出書
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	③ 保護者(両親の場合は双方)等全員が記載された住民票(市町発行) ※マイナンバーの記載がないものを提出してください。
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	④ 保護者(両親の場合は双方)等全員の令和6年度課税証明書 ※扶養親族の記載が省略されていないものを提出してください。
<input type="radio"/>			⑤ 生徒の生活保護(生業扶助)受給証明書

[提出先・問合先] 各県立高等学校事務室

教育費負担軽減奨学金(前倒し給付) 対象確認シート

4月1日現在、保護者等(※)の居住地は石川県ですか？

YES

NO

石川県では申請を受付
けることが出来ません。
保護者等がお住まいの
都道府県にお問合せく
ださい。

4月1日現在、高等学校等に在籍していますか？

YES

NO

該当しません

4月1日現在、生活保護(生業扶助)を受給していますか？

YES

NO

保護者等全員の「県民税および市町村民税の所得割額」が非課税(0円)ですか？

YES

NO

該当しません

通信制または専攻科の高校生等はいますか？

YES

NO

「生活保護受給世帯」の給付額
です。

通信制の高校生については
「通信制」の給付額、専攻科の
生徒については「専攻科」の
給付額、それ以外の高校生等
がいる場合は、「第2子以降」
の給付額となります。

対象となる生徒に、15歳～23歳未満の扶養されている兄弟姉妹(中学生
及び高校生等を除く)がいますか？

例：大学生、特別支援学校高等部生徒、アルバイト、無職など

YES

NO

「第2子以降」の給
付額です。

高校生等が対象となる
生徒のみの場合は、
「第1子」の給付額です。

高校生等が複数いる場
合は、1人目の高校生等
は「第1子」、2人目以降
の高校生等については
「第2子以降」の給付額
です。

教育費負担軽減奨学金の対象となりますので、申請書や必要書類を提出してください。

4～6月分相当額の前倒し給付を希望する場合は、令和7年4月1日時点の状況で申請書や必要書類を提出してください。

残りの9ヶ月分相当額については、令和7年7月1日時点の状況で別途申請が必要です。

給付額(4～6月分相当額)

世帯区分	課程	全日制・定時制 国公立	通信制 国公立	専攻科 国公立
ア 生活保護受給世帯		8,075円	8,075円	
イ 非課税世帯(第1子) ・対象となる生徒に、15歳(中学生を除く)以上23歳未満の 扶養されている兄弟姉妹がいない世帯 ・高校生等が2人以上いる世帯の1人目の高校生等		32,875円		12,625円
ウ 非課税世帯(第2子以降) ・対象となる生徒に、15歳(中学生を除く)以上23歳未満の 扶養されている兄弟姉妹がいる世帯 ・高校生等が2人以上いる世帯の2人目以降の高校生等		35,925円	12,625円	

(※)保護者等とは、親権を行う者(親権を行う者がないときは、未成年後見人)となります。生徒に保護者等がない場合は、主たる
生計維持者です。(主たる生計維持者もいない場合は生徒本人です。)